

**貯蓄預金規定****1. (取扱店の範囲)**

この預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預け入れまたは払戻しができます。

ただし、払戻しは、当金庫所定の方法により、届出の印鑑と払戻請求書等の提出書類に押印された印影が照合された場合に限りです。

**2. (証券類の受入れ)**

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受け入れます。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受け入れるときは、複記のいかにかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取り扱います。
- (5) 証券類の取立てのためとくに費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をお支払いいただきます。

**3. (振込金の受入れ)**

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受け入れます。
- (2) この預金口座への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取り消します。

**4. (受入証券類の決済、不渡り)**

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受け入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。
- (2) 受け入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。  
この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を貯蓄預金元帳から引落とし、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものに限り、その証券類について権利保全の手続きをします。

**5. (預金の払戻し)**

- (1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗証記入）してこの通帳とともに提出してください。
- (2) 前項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。  
この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

**6. (自動支払等)**

この預金口座からは、各種料金等の自動支払いをすることはできません。また、この預金口座を、給与、年金、配当金および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。

**7. (利息)**

この預金の利息は、毎日の最終残高（受け入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上については付利単位を1円として、店頭に表示する毎日の金額階層区分別の利率によって計算のうえ、毎年3月と9月の当金庫所定の日に、この預金に組み入れます。なお、利率は金利情勢に応じて変更します。

**8. (未利用口座管理手数料)**

- (1) この預金口座は当金庫が定める一定期間、決算利息および未利用口座管理手数料を除いた預入れまたは払戻しがない場合には、未利用口座となります。
- (2) 未利用口座となった場合は、文書にてお届けのご住所にご案内をさせていただきます。ご案内後、一定期間経過後も所定のご利用が無い場合、当金庫所定の未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。その際、当金庫は、払戻請求書等によらず未利用口座管理手数料を引き落とします。
- (3) 引き落とした未利用口座管理手数料は、いかなる理由があっても返却しません。
- (4) この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合（残高が0円の口座を含みます）、当金庫は、預金者に通知することなく残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、この口座を解約します。

この預金には、本規定のほか、後記の「普通預金（無利息型普通預金を含む）・納税準備預金・貯蓄預金共通規定」が適用されるものとします。

以上